

## 産前産後休暇取得者の定時決定・随時改定における保険者算定について

4月から6月までの間に産前産後休暇を取得する組合員の「定時決定」において、報酬額が著しく低くなる場合に配慮し、組合員本人からの申し出により「年間平均による保険者算定」を行うことができます。

また4月から6月までの産前産後休暇を取得している間に固定的給与の変動があり、7月から9月までの間に「随時改定」が行われる場合についても、「年間平均による保険者算定」の対象となります。

### POINT

本人の意志にかかわらず、出産予定日の時期の違いによって、その後の育児休業手当金の給付額等の算定基礎となる標準報酬に差が生じていることを是正するものです。

## 1 定時決定

すでに決定されている共済掛金(保険料)等の計算の基礎となる「標準報酬月額」と、組合員の皆さまが実際に受けている報酬との間に大きな差が生じないように、毎年1回、その年の4月から6月までの報酬をもとに9月からの「標準報酬月額」を決定します。

## 2 定時決定に係る年間平均による保険者算定

その年の4月から6月までの3月間の報酬の月平均額により算出した標準報酬の等級が、産前産後休暇を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額(年平均額)を報酬月額として算出した標準報酬の等級を2等級以上下回るときは、本人からの申し出により、年平均額を報酬月額として、9月からの標準報酬月額を決定します。

- (1) 適用対象  
令和6年4月から6月までの間に産前産後休暇を取得する組合員
- (2) 算定方法  
次のアの等級がイの等級を2等級以上下回る場合(ア<イ)

ア 4月から6月までの3月間の報酬の月平均により算出した標準報酬の等級

R6.4	R6.5	R6.6
報酬(基本給+諸手当)		

(報酬支払の基礎となった日数が17日未満の月は除きます。)

÷3= 報酬の月額 →標準報酬の等級表に当てはめる→標準報酬月額

イ 年間(産前産後休暇開始日の属する月以前12月)で算出した標準報酬の等級

例)産前産後休暇開始日:R6.4.10の場合、産前産後休暇を開始した日の属する月⇒「R6.4」

R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4
短期給付標準報酬月額											

各月の短期給付の標準報酬月額の合計÷12月=報酬の月額

⇒標準報酬の等級表に当てはめる⇒標準報酬月額

### 3 随時改定

共済掛金(保険料)の基礎となる「標準報酬月額」は、原則として毎年9月に行われる「定時決定(4月から6月までの報酬の月平均額から算定)」により決定し、次の定時決定までの間変更されません。ただし、昇給等により報酬の額が著しく変動した場合、決定されている標準報酬月額との隔たりを解消するため、「随時改定」が行われます。

#### 随時改定の要件

- ① 固定的給与の変動又は給与体系の変更があったとき
- ② 変動月以降の継続した3か月の報酬の平均額を報酬月額として算定した標準報酬の等級と現在の標準報酬の等級に2等級以上の差があるとき※
- ③ 変動月以降の継続した3か月の支払基礎日数が全て17日以上あるとき

※2等級以上の差が、固定的給与と3か月間の報酬の月平均額のいずれもが増額、又は、いずれもが減額した場合に限り適用します(固定的給与は増額したが、非固定的給与が減額したことにより報酬平均額が減額した場合、又はその逆の場合には、随時改定の適用対象とはなりません)。

### 4 随時改定に係る年間平均による保険者算定

その年の7月から9月までの随時改定により算出した標準報酬の等級が、産前産後休暇を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額(年平均額)を報酬月額として算出した標準報酬の等級を2等級以上下回るときは、本人からの申し出により、年平均額を報酬月額として、標準報酬月額を決定します。

- (1) 適用対象  
令和6年4月から6月までの間に産前産後休暇を取得する組合員
- (2) 算定方法  
次のアの等級がイの等級を2等級以上下回る場合(ア<イ)

ア 7月から9月までの随時改定により算出した標準報酬の等級

イ 年間(産前産後休暇開始日の属する月以前12月)で算出した標準報酬の等級

### 5 留意事項

・雇用保険の適用を受ける場合は、雇用保険法に規定する育児休業給付金が支給されるため、保険者算定の対象外です。

・年間平均による保険者算定にあたり、産前産後休暇開始日の属する月以前の継続した期間において、標準報酬の月額(横浜市職員共済組合によって定められたものに限る)が定められている月が12月に満たない場合は、保険者算定の対象外です。

例)採用から11月以内に産休を開始した場合等

・年間平均による保険者算定により標準報酬を決定した場合は、産休又は育児休業終了後、休業の終了時改定等が行われるまでの間、決定した標準報酬に基づき計算された掛金が徴収されます。

## 支払基礎日数について

その月の報酬支払の基礎となった日数。(勤務を要しない日、報酬の全部が支給されない日(欠勤、無給の休職、無給の休暇等)は除く。報酬の一部が支給されない日(私傷病休職8割支給、減給処分等)は含む。)

### 育児短時間勤務者の場合

- ・一月当たりの勤務を要する日数が17日以上(週5勤務等)の場合、実際に受けた報酬により報酬月額を算定します。
- ・一月当たりの勤務を要する日数が17日未満(週3勤務等)の場合、支払基礎日数が17日未満である月(勤務日数が、要勤務日数に4分の3を乗じて得た数に相当する日数以上となる月に限る。)を17日以上である月とみなして報酬月額を算定します。

(例):週3勤務により当該月の要勤務日数が15日の場合 ⇒ $15日 \times 3/4$ (端数切上げ)=12日  
この場合、勤務した日数が12日以上であれば算定基礎月に含めることになります。

## 6 申出方法

○様式:『産前産後休業に係る標準報酬定時決定保険者算定申出書』

様式:『産前産後休業に係る標準報酬随時改定保険者算定申出書』

共济組合WEBサイト【申請書 一覧】からダウンロードしていただくか、各区局共济組合事務担当課から入手してください。

○提出先:区局の共济事務担当課

区局の共济事務担当課にて『標準報酬定時決定基礎届・保険者算定申立に係る報酬の比較(所属所記入欄)(産前産後休業の保険者算定用)』及び『標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る報酬の比較(所属所記入欄)(産前産後休業の保険者算定用)』の記入処理を行い、給与支給機関※に送られます。

給与支給機関において、取りまとめの上、共济組合へ提出します。

※「給与支給機関」とは、市長部局は総務局労務課、交通局・水道局・医療局病院経営本部・横浜市立大学は各人事課、教育委員会事務局は教職員労務課です。

ぜひ一度、使ってみませんか? **マイナンバーカードの保険証利用**

詳細は厚生労働省WEBサイトをご確認ください。 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)



# 一般の組合員標準報酬等級表（令和6年4月1日）

報酬		標準報酬等級			標準報酬月額 (円)	標準報酬日額 (円)	給与から控除される掛金額/月 (円)				掛金額合計/月 (円)		
		短期給付	長期給付				短期掛金①	長期給付②		介護掛金③	40歳未満 (①+②)	40歳以上 (①+②+③)	
円以上	円未満		厚生年金	退職等年金給付	厚生年金保険料	退職等年金掛金							
0	～	63,000	1	※	※	58,000	2,640	2,888	8,052	660	481	11,600	12,081
63,000	～	73,000	2	※	※	68,000	3,090	3,386	8,052	660	564	12,098	12,662
73,000	～	83,000	3	※	※	78,000	3,550	3,884	8,052	660	647	12,596	13,243
83,000	～	93,000	4	1	1	88,000	4,000	4,382	8,052	660	730	13,094	13,824
93,000	～	101,000	5	2	2	98,000	4,450	4,880	8,967	735	813	14,582	15,395
101,000	～	107,000	6	3	3	104,000	4,730	5,179	9,516	780	863	15,475	16,338
107,000	～	114,000	7	4	4	110,000	5,000	5,478	10,065	825	913	16,368	17,281
114,000	～	122,000	8	5	5	118,000	5,360	5,876	10,797	885	979	17,558	18,537
122,000	～	130,000	9	6	6	126,000	5,730	6,274	11,529	945	1,045	18,748	19,793
130,000	～	138,000	10	7	7	134,000	6,090	6,673	12,261	1,005	1,112	19,939	21,051
138,000	～	146,000	11	8	8	142,000	6,450	7,071	12,993	1,065	1,178	21,129	22,307
146,000	～	155,000	12	9	9	150,000	6,820	7,470	13,725	1,125	1,245	22,320	23,565
155,000	～	165,000	13	10	10	160,000	7,270	7,968	14,640	1,200	1,328	23,808	25,136
165,000	～	175,000	14	11	11	170,000	7,730	8,466	15,555	1,275	1,411	25,296	26,707
175,000	～	185,000	15	12	12	180,000	8,180	8,964	16,470	1,350	1,494	26,784	28,278
185,000	～	195,000	16	13	13	190,000	8,640	9,462	17,385	1,425	1,577	28,272	29,849
195,000	～	210,000	17	14	14	200,000	9,090	9,960	18,300	1,500	1,660	29,760	31,420
210,000	～	230,000	18	15	15	220,000	10,000	10,956	20,130	1,650	1,826	32,736	34,562
230,000	～	250,000	19	16	16	240,000	10,910	11,952	21,960	1,800	1,992	35,712	37,704
250,000	～	270,000	20	17	17	260,000	11,820	12,948	23,790	1,950	2,158	38,688	40,846
270,000	～	290,000	21	18	18	280,000	12,730	13,944	25,620	2,100	2,324	41,664	43,988
290,000	～	310,000	22	19	19	300,000	13,640	14,940	27,450	2,250	2,490	44,640	47,130
310,000	～	330,000	23	20	20	320,000	14,550	15,936	29,280	2,400	2,656	47,616	50,272
330,000	～	350,000	24	21	21	340,000	15,450	16,932	31,110	2,550	2,822	50,592	53,414
350,000	～	370,000	25	22	22	360,000	16,360	17,928	32,940	2,700	2,988	53,568	56,556
370,000	～	395,000	26	23	23	380,000	17,270	18,924	34,770	2,850	3,154	56,544	59,698
395,000	～	425,000	27	24	24	410,000	18,640	20,418	37,515	3,075	3,403	61,008	64,411
425,000	～	455,000	28	25	25	440,000	20,000	21,912	40,260	3,300	3,652	65,472	69,124
455,000	～	485,000	29	26	26	470,000	21,360	23,406	43,005	3,525	3,901	69,936	73,837
485,000	～	515,000	30	27	27	500,000	22,730	24,900	45,750	3,750	4,150	74,400	78,550
515,000	～	545,000	31	28	28	530,000	24,090	26,394	48,495	3,975	4,399	78,864	83,263
545,000	～	575,000	32	29	29	560,000	25,450	27,888	51,240	4,200	4,648	83,328	87,976
575,000	～	605,000	33	30	30	590,000	26,820	29,382	53,985	4,425	4,897	87,792	92,689
605,000	～	635,000	34	31	31	620,000	28,180	30,876	56,730	4,650	5,146	92,256	97,402
635,000	～	665,000	35	32	32	650,000	29,550	32,370	59,475	4,875	5,395	96,720	102,115
665,000	～	695,000	36	※	※	680,000	30,910	33,864	59,475	4,875	5,644	98,214	103,858
695,000	～	730,000	37	※	※	710,000	32,270	35,358	59,475	4,875	5,893	99,708	105,601
730,000	～	770,000	38	※	※	750,000	34,090	37,350	59,475	4,875	6,225	101,700	107,925
770,000	～	810,000	39	※	※	790,000	35,910	39,342	59,475	4,875	6,557	103,692	110,249
810,000	～	855,000	40	※	※	830,000	37,730	41,334	59,475	4,875	6,889	105,684	112,573
855,000	～	905,000	41	※	※	880,000	40,000	43,824	59,475	4,875	7,304	108,174	115,478
905,000	～	955,000	42	※	※	930,000	42,270	46,314	59,475	4,875	7,719	110,664	118,383
955,000	～	1,005,000	43	※	※	980,000	44,550	48,804	59,475	4,875	8,134	113,154	121,288
1,005,000	～	1,055,000	44	※	※	1,030,000	46,820	51,294	59,475	4,875	8,549	115,644	124,193
1,055,000	～	1,115,000	45	※	※	1,090,000	49,550	54,282	59,475	4,875	9,047	118,632	127,679
1,115,000	～	1,175,000	46	※	※	1,150,000	52,270	57,270	59,475	4,875	9,545	121,620	131,165
1,175,000	～	1,235,000	47	※	※	1,210,000	55,000	60,258	59,475	4,875	10,043	124,608	134,651
1,235,000	～	1,295,000	48	※	※	1,270,000	57,730	63,246	59,475	4,875	10,541	127,596	138,137
1,295,000	～	1,355,000	49	※	※	1,330,000	60,450	66,234	59,475	4,875	11,039	130,584	141,623
1,355,000	～		50	※	※	1,390,000	63,180	69,222	59,475	4,875	11,537	133,572	145,109

※長期給付は、報酬が83,000円未満の場合も、1等級（標準報酬月額88,000円、標準報酬日額4,000円）です。また、報酬が665,000円以上の場合も、32等級（標準報酬月額650,000円、標準報酬日額29,550円）です。